

愛媛大学先端研究・学術推進機構教育研究高度化支援室要項

〔平成20年10月15日〕
規則第 162号

(趣旨)

第1条 この要項は、愛媛大学先端研究・学術推進機構規則第9条第2項の規定に基づき、愛媛大学先端研究・学術推進機構教育研究高度化支援室(以下「教育研究高度化支援室」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 教育研究高度化支援室は、愛媛大学先端研究・学術推進機構の各センター(学術支援センター及び総合情報メディアセンターを除く。)・施設(以下「先端研究センター等」という。)における先進的な教育研究を専門的立場から支援して、教育研究の一層の高度化及び活性化を図り、国際的に卓越した教育研究拠点の形成に資することを目的とする。

(業務)

第3条 教育研究高度化支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 先端研究センター等の研究における技術開発及び研究遂行等の支援に関すること。
- (2) 先端研究センター等の競争的資金等の申請、執行等に係る支援に関すること。
- (3) 先端研究センター等における民間等との共同研究等の実施支援に関すること。
- (4) 国内外の研究機関及び外国人研究者等との連絡調整に関すること。
- (5) その他先端研究センター等の教育研究支援に係る専門的事項

(組織)

第4条 教育研究高度化支援室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
- (2) ラボマネージャー 若干人
- (3) リサーチアドミニストレーター 若干人
- (4) その他必要な職員

(先端研究推進会議)

第5条 教育研究高度化支援室の業務に関する重要な事項は、愛媛大学先端研究・学術推進機構先端研究推進会議(以下「先端研究推進会議」という。)において審議する。

(室長)

第6条 室長は、先端研究センター等のセンター長及び施設長のうちから、学長が指名する。

2 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により任命された室長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 室長は、教育研究高度化支援室の業務を掌理する。

(ラボマネージャー)

第7条 ラボマネージャーは、専門分野の知識及び高度な技術開発能力を有する者で、原則として、修士以上の学位を有し、かつ、専門分野に関して大学、研究機関、企業等で技術開発、研究開発等の十分な業務経歴を有するものとする。

2 ラボマネージャーは、専門分野に関する先端研究センター等の研究支援にあたり、技術開発及び研究遂行に関し、研究設備機器の使用及び技術面における管理・指導の業務に従事する。

3 ラボマネージャーに関し必要な事項は、前2項に定めるもののほか、愛媛大学(以下「本学」という。)の関係規則等の定めるところによる。

(リサーチアドミニストレーター)

第8条 リサーチアドミニストレーターは、専門分野の知識に関する修士以上の学位及び国際的に通用する英語力を有し、かつ、大学、研究機関、企業等で研究又は研究支援の十分な業務経歴を有する者とする。

2 リサーチアドミニストレーターは、専門分野に関する先端研究センター等の教育研究支援にあたり、競争的資金等の申請・執行支援、共同研究等の実施支援、国内外の研究機関及び外国人研究者等との連絡調整等、先端研究センター等の教育研究に係る専門的業務に従事する。

3 リサーチアドミニストレーターは、前項に定める業務のほか、中・高校生、企業関係者、一般市民等へ先端研究センター等の教育研究内容を紹介する広報活動を担当するものとする。

4 リサーチアドミニストレーターに関し必要な事項は、前3項に定めるもののほか、本学の関係規則等の定めるところによる。

(事務)

第9条 教育研究高度化支援室に関する事務は、研究支援部研究支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、教育研究高度化支援室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成20年10月15日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

2 この要項施行後、最初に任命される室長の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成22年4月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。